

## セクシュアル・ハラスメント防止研修の受講状況について

「セクシュアル・ハラスメント対策の強化について～メディア・行政間での事案発生を受けての緊急対策～」(平成30年6月12日すべての女性が輝く社会づくり本部決定)において、「内閣人事局より、各省各庁に対し、幹部候補者が必ず研修を受けている必要がある旨を周知徹底するとともに、内閣人事局において、当該研修の受講状況を確認し、確実な研修受講を期すこととする。」とされました。

これを受けて、内閣人事局において、平成31年1月1日時点の指定職相当及び本省課長相当職の職員についてセクシュアル・ハラスメント防止研修の受講状況を各府省等に確認したところ、令和元年6月1日現在、病気休職者及び定年等による一部の退職者を除き、全ての研修対象者が受講済みとなっています。